平成２４年（フ）第２８８号
東京都新宿区高田馬場４丁目19―13　喜楽荘２階５号室
債務者　村上　庄二
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２６号
東京都江戸川区松江４丁目31―９―201
債務者　宮澤　辰男
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４３号
東京都国立市青柳288―１―402
債務者　加藤　竜也
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４９号
東京都豊島区上池袋１丁目３―６　中山荘
債務者　保坂　　正
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６８号
東京都調布市深大寺北町５丁目34―９―101
債務者　熊谷　幸代
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７１号
東京都日野市落川550―６
債務者　宮下　衣代
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７２号
神奈川県川崎市川崎区浜町３丁目１―５―501
債務者　飯塚　愛弓（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７３号
東京都大田区矢口２丁目２―１　第２花園荘101
債務者　石田　敏明
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７４号
東京都板橋区高島平２丁目４―17―201
債務者　末吉　修一
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８７号
東京都足立区千住緑町３丁目11―10
債務者　山本　之夫
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９２号
東京都北区豊島８丁目24―７―202
債務者　眞貝　輝一
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９３号
東京都台東区西浅草２丁目８―１―203
債務者　藤瀬　　斎
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７２号
北海道帯広市西13条北８丁目３番地32
債務者　合田　隆俊
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７号
北海道帯広市西24条南４丁目40番地24
債務者　島崎　行雄
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１１号
群馬県前橋市下石倉町27番地の16
破産者　ニットー株式会社
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１９５号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井3113番地10
破産者　藤澤　和美
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４０号
群馬県前橋市元総社町２丁目４番地６原澤貸住宅南東棟、開始決定時の住所群馬県渋川市北橘町真壁1341番地５
破産者　栗山　　亨
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　前橋地方裁判所民事部破産再生係